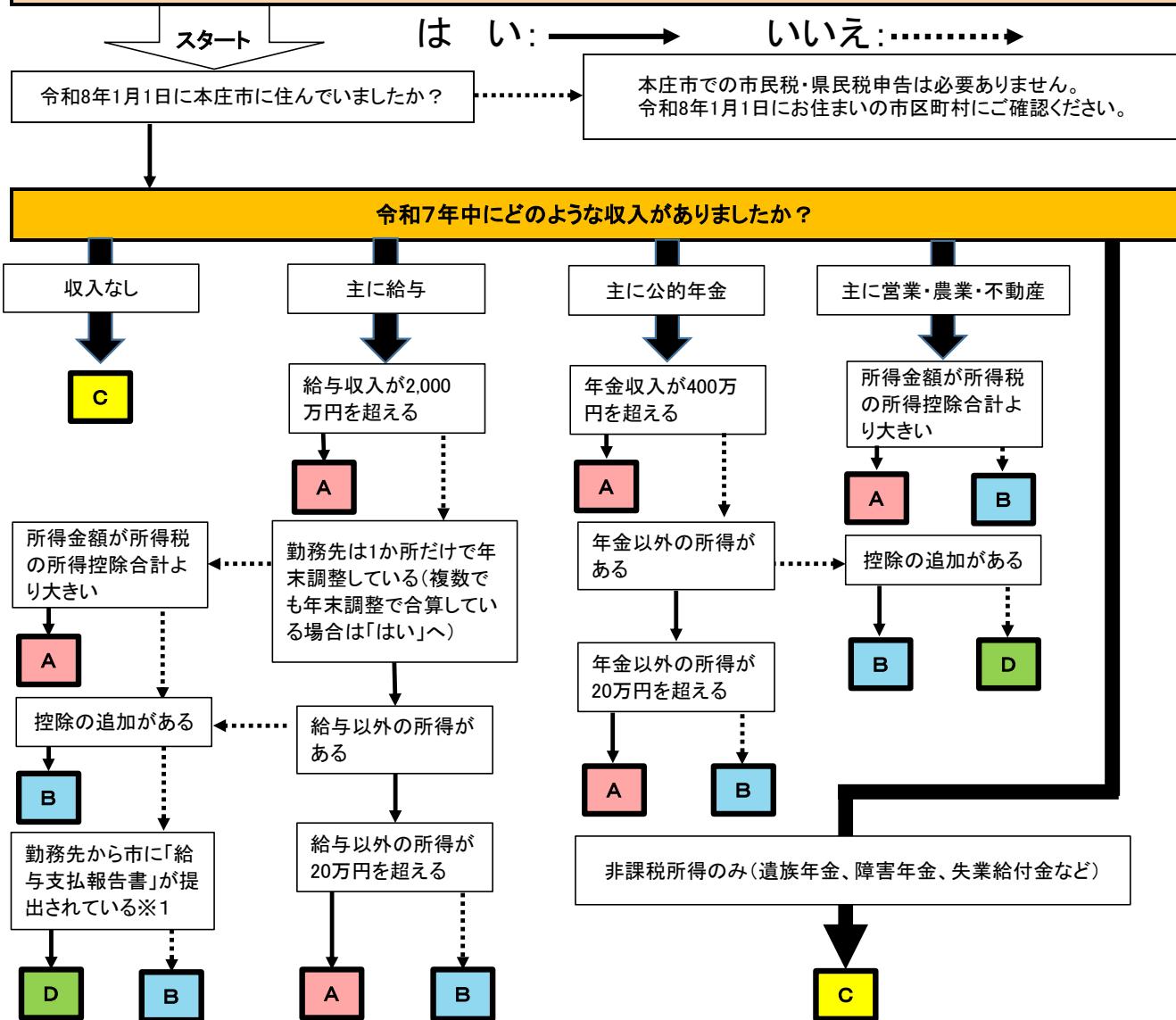


あなたの申告は所得税の確定申告？それとも市民税・県民税の申告？

フローチャートの質問に答えて、確認してみましょう！

- 次の①～⑪に該当する場合は税務署で確定申告が必要です。該当しない場合はスタートから質問に答えて進んでください。
- ①青色申告をする
 - ②令和6年分以前の確定申告をする
 - ③死亡者の確定申告をする
 - ④土地・建物・株式等の譲渡所得がある
 - ⑤先物取引に係る雑所得等がある
 - ⑥雑損控除を受ける
 - ⑦住宅借入金等特別控除を受ける(初年度)
 - ⑧山林所得がある
 - ⑨災害減免を受ける
 - ⑩外国税額控除を受ける
 - ⑪外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける



★判定結果★

A	所得税の確定申告が必要	市民税・県民税の申告は必要ありません。
B	市民税・県民税の申告が必要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	市民税・県民税の申告が必要な場合あり	次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。 ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ②後期高齢者医療制度加入者とその世帯主 ③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ④市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く) ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ⑥所得・課税証明書が必要な人 ※『収入がない旨の申告』に限り、申告受付期間前でも課税課(市役所1階)で受け付けます(2月13日(金)以降は、申告会場での受付となります)。
D	申告は不要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※このフローチャートは一般的な例です。